10章　共通条項の条項別解説　　第Ⅲ部　条項

専属的合意管轄条項の設計：どこで裁判をするかを先に決める

執筆　プロスパイア法律事務所　　最終更新日　2026年11月14日

一　問題の所在：書かないとどこで訴えられるか

契約書のいちばん最後か、その一つ手前に置かれている条項です。

> 第〇条（合意管轄裁判所）
> 本契約に関連して生ずる甲と乙との間のすべての紛争については、〇〇地方裁判所を専属的な第一審の管轄裁判所とする。（注1）

この条項を落としても、裁判ができなくなるわけではありません。合意管轄条項を契約書に設けていない場合であっても、法定管轄の定める裁判所に民事裁判を提起することができるのは当然で、定めなかったとしても、民事裁判の提起それ自体に支障が生じるわけではありません（注2）。

では何が変わるか。**書かなければ、原則として相手方の本店所在地の裁判所まで出向くことになります。**訴えは被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所の管轄に属し（民訴法4条1項）、法人の普通裁判籍はその主たる事務所または営業所により定まるからです（同条4項）。自社が原告に回る場面を想定すると、相手方の地元が舞台になります。

もっとも、法定管轄はそれだけではありません。民訴法5条は財産権上の訴えについて義務履行地にも管轄を認めており（同条1号）、選択肢が複数生じます。どこで裁判をするかが提訴の時まで決まらない、という状態が続きます。

この記事は、その状態を契約時に畳んでおくための条項を扱います。合意管轄条項が実際に何を動かし、どこまでは動かせないのかを、条文と実務書で確かめます。

二　制度の枠組み

1　法定管轄：事物管轄と土地管轄

合意で動かす対象になるのは、法令の定める管轄（法定管轄）です。法定管轄には、事物管轄と土地管轄の二つがあります（注3）。

事物管轄は、訴訟の目的物の価額によって第一審を地方裁判所か簡易裁判所に振り分けるものです。訴額が140万円を超える請求は地方裁判所、140万円を超えない請求は簡易裁判所が管轄を有します（裁判所法24条1号、33条1項1号）（注3）。

土地管轄は、どの土地の裁判所かを決めるものです。基本は被告の普通裁判籍です。

> 第四条（普通裁判籍による管轄）
> 訴えは、被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所の管轄に属する。
> 〔中略〕
> 4　法人その他の社団又は財団の普通裁判籍は、その主たる事務所又は営業所により、事務所又は営業所がないときは代表者その他の主たる業務担当者の住所により定まる。（注4）

これに加えて、民訴法5条が訴えの類型ごとに管轄を上乗せしています。契約実務でよく出てくるものを挙げます。

号	訴えの類型	管轄が認められる地
1号	財産権上の訴え	義務履行地
5号	事務所または営業所を有する者に対する訴えでその事務所または営業所における業務に関するもの	当該事務所または営業所の所在地
9号	不法行為に関する訴え	不法行為があった地
12号	不動産に関する訴え	不動産の所在地
13号	登記または登録に関する訴え	登記または登録をすべき地

代金の支払を求める訴えは1号の財産権上の訴えに当たり、義務履行地は持参債務の原則により債権者の住所地（商行為による債務なら債権者の現在の営業所）になります（民法484条1項、商法516条）。売主の側から見れば、条項がなくても自社の地元の裁判所に代金請求の訴えを起こせる場合があるということです。

これらの土地管轄のうち、民訴法6条に定める特許権等に関する訴えを除き、合意管轄条項を定めることにより、それ以外の裁判所に管轄を認めることができます（注3）。

2　合意管轄（民訴法11条）

条文は3項からなります。

> 第十一条（管轄の合意）
> 当事者は、第一審に限り、合意により管轄裁判所を定めることができる。
> 2　前項の合意は、一定の法律関係に基づく訴えに関し、かつ、書面でしなければ、その効力を生じない。
> 3　第一項の合意がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは、その合意は、書面によってされたものとみなして、前項の規定を適用する。（注5）

1項の「第一審に限り」が最初の制約です。第二審・第三審については法律によって専属的に管轄裁判所が定められているため、これに反して第二審・第三審の裁判所を管轄裁判所とする旨を合意したとしても、その合意は効力を生じません（注1）。

2項には要件が二つ入っています。

一定の法律関係に基づく訴えに関する合意であること。契約当事者の間に発生する一切の紛争に関して管轄裁判所を定めるといった包括的な管轄裁判所の合意は、効力を有しません（注6）。もっとも、この要件はさほど厳しいものではありません。「一定の法律関係に基づく訴え」とは「当事者間の」一切の紛争に関する合意管轄を定めることを排除するとの意味にとどまり、たとえば「本契約に関する」一切の紛争という法律関係の特定がなされれば足ります（注7）。

範囲も広く読まれます。「この契約に関し当事者間に紛争が生じた場合には」といった記載によって訴えの範囲が特定されている場合には、当該契約の内容に関する紛争のみならず、当該契約に至る経緯や、当該契約の消滅および消滅後の清算といった当該契約の準備段階から清算段階までの事柄に関する紛争を対象とする管轄合意であると解釈されるのが通常です（注6）。

書面によること。電磁的記録によってされたときも、書面によってされたものとみなされます（3項）。ここは実務でつまずく箇所ではありません。契約書を交わす以上、書面性は自然に満たされるからです。管轄合意は一通の書面により合意されなければならないものではなく、発注書と発注請書といった契約の申込みと承諾の意思表示が別段の書面によってなされる場合であっても、有効に成立します（注8）。

3　専属的合意と付加的合意

同じ「合意管轄」でも、二つの型があります。

> また，合意管轄という場合，法定の管轄を排除して特定の裁判所に専属的に管轄権を生じさせる「専属的合意」と，法定の管轄に加えて特定の裁判所にも管轄権を生じさせるという「付加的（選択的）合意」とがある。（注7）

付加的合意の条項例は、次の形になります。

> 第〇条（合意管轄裁判所）
> 本契約に関連して生ずる甲と乙との間のすべての紛争については、法律の定める裁判所のほか、〇〇地方裁判所を合意管轄裁判所とする。（注9）

付加的合意には、譲歩の産物という側面があります。自社の近隣の裁判所を専属とする条項は、相手方から見れば自分だけが遠方へ行く条項なので、合意に至らないことが多いところです。そのような場合に、相手方の契約当事者にとって近隣の裁判所と、自らにとって近隣の裁判所の双方について管轄を設けることができる付加的合意管轄条項を契約書に設けておくことが、多く行われます（注10）。この場合、民事裁判を提起する側において、自らに有利と判断される近隣の裁判所を選択することになります（注10）。

裏を返せば、付加的合意では、法定管轄のある遠隔地の裁判所に訴えられる可能性が残ります（注10）。専属にするか付加にするかは、そこを引き受けるかどうかの選択です。

三　解釈：「専属的」と書けば必ず専属か

1　まず「専属的」と書く

実務書3冊が、揃って同じことを言っています。

> いずれの意味の管轄合意であるかが不明瞭な場合もあるので，専属的合意の意味で合意管轄を定めるのであれば，「〇〇地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする」というように「専属的合意」との語を明確に用いるべきであろう。（注11）

合意管轄条項を定める場合には、どちらの意味であるかをめぐってトラブルにならないよう、「専属的管轄」であることを明示すべきです（注12）。

明示していない条項は、こういう形になります。

> 第〇条（合意管轄裁判所）
> 甲および乙は、本契約に関して裁判上の紛争が生じたときは、〇〇地方裁判所を管轄裁判所とする。（注10）

この条項が専属的管轄合意を定める条項なのか、それとも付加的管轄合意を定める条項なのかについては、当事者の意思の合理的意思解釈によることとなりますが、後に紛争が生じるおそれがあることに留意すべきです（注13）。契約書を読み合わせる段階では気づきにくく、訴えを起こす段になって争点になります。

実際にそう判断された決定があります。ショッピングクレジット契約書に「本契約について訴訟の必要が生じた場合には，購入者・連帯保証人ら及び当社（抗告人）は，訴額にかかわらず，当社の本店又は営業店の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を管轄裁判所とする事に合意する。」という条項があり、貸主の側が自社の本店所在地を管轄する裁判所への移送を求めた事案です。東京高裁は、この条項についてこう述べました。

> このような記載の体裁及び文言からすると，上記条項は付加的な合意管轄を定めたものに留まり，専属的合意管轄を定めたものとまでは認められないというべきである（注14）

条項の中身は具体的で、訴額にかかわらず、とまで書いてあります。それでも、印刷された定型の契約書に「管轄裁判

所とする」と書かれているにすぎないという記載の体裁と文言から、法定管轄を排除する効力までは認められませんでした。1語で防げるものを解釈に委ねる理由はありません。

2　書いても専属は貫徹しない

「専属的」と書くことは必要ですが、書けば必ずそこで審理されるわけではありません。合意による裁判管轄は、法定の専属管轄（民訴法13条1項）とされるものではないからです（注8）。抜けは二つあります。

応訴管轄です。契約書に専属的合意管轄条項が設けられている場合であっても、契約当事者の一方が当該裁判所以外の裁判所に民事裁判を提起した場合において、被告とされた契約当事者がこれに応訴したときは、応訴管轄によって当該裁判所に管轄が認められます（民訴法12条）（注8）。被告が管轄違いを主張しないまま本案について弁論をすれば、専属的合意があってもその裁判所で審理されます。

裁量移送です。専属的合意管轄裁判所に提起された場合であっても、「訴訟の著しい遅滞を避け、又は当事者間の衡平を図るため必要があると認めるとき」は、他の法定管轄裁判所に移送することが認められています（民訴法17条、20条1項）（注15）。消費者を相手とする定型的な契約書で、消費者等の相手方に一方的に不利な合意管轄条項が定められていると、当該定めが無効とまではされなくとも、裁量移送が認められる可能性が高いと考えられます（注16）。

3　そもそも合意が効かない訴えがある

法令に専属管轄の定めがある訴えについては、管轄合意の効力が生じません。

> 第十三条（専属管轄の場合の適用除外等）
> 第四条第一項、第五条、第六条第二項、第六条の二、第七条及び前二条の規定は、訴えについて法令に専属管轄の定めがある場合には、適用しない。（注17）

実務で注意すべき代表的なものは、特許権、実用新案権、回路配置利用権またはプログラムの著作物についての著作者の権利に関する訴え（民訴法6条1項）と、執行文付与の訴え（民事執行法33条2項）、執行文付与に対する異議の訴え（同法34条3項）、請求異議の訴え（同法35条3項）、第三者異議の訴え（同法38条）です（注15）。

ライセンス契約や共同開発契約に「○○地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする」と書いても、特許権の侵害を理由とする訴えはその条項では動きません。もっとも、特許権等に関する訴えについては専門的処理体制を備えた東京地方裁判所および大阪地方裁判所に管轄を認めたものであるため、この二つの裁判所の間では専属的管轄合意を行うことも認められています（民訴法13条2項）（注18）。

4　契約が終わっても管轄合意は残る

逆向きに、効力が生き残る場面もあります。合意管轄条項を含む契約が締結された場合において、同契約が解除によって遡及的に効力を失ったとしても、管轄合意は契約解除により影響を受けず、契約解除によって生じる権利義務に関する訴訟についての合意を含むものとして効力を有します（注8）。

存続条項に合意管轄を並べておく例が多いのは、この点を確認する趣旨と読めます。

四　契約実務への還元

1　どこを選ぶか：自社の本店所在地でよいか

この条項に過度な期待は持てません。日本の民事裁判は職業裁判官により判断がなされ、個々の職業裁判官は一つの裁判所に専属しているものではないから、どの裁判所を第一審裁判所とする合意管轄条項が合意されたとしても、その審理手続や判断に直接的な影響があるものではない。特定の裁判所を第一審裁判所とすることで、紛争当事者の一方または双方にとってその判断が有利になったりするものではありません（注2）。

残るのはコストです。合意管轄条項は多くの場合、手続遂行のための労力や費用といった広い意味のコストを削減するというメリットを確保する意味を持ちます（注2）。

そのコストは、今後下がっていく見込みです。遠隔地の裁判所における民事裁判の遂行を回避することのメリットについては、民事裁判手続のIT化によって相当程度減少することも想定され、合意管轄条項を合意することの意味も変わっていくことが予想されます（注19）。実際、遠隔地の裁判所における裁判の訴訟代理人となっても、裁判所に出頭することがほとんどなかった例もあります（注20）。

自社の本店所在地を選ぶのが原則であることは変わりません。変わるのは、そこにどれだけの交渉力を使うかです。相手方が強く抵抗するなら、付加的合意に落とすか、他の条項と交換するかを考える余地があります。

なお、一方当事者にとってのみ有利な裁判所を専属とする条項は、有効性そのものが問題になります。この点は別稿「一方的な合意管轄条項が無効とされた事例」が扱います。

2　「第一審の」と書く意味

記載例が「第一審の管轄裁判所」と書くのは、民訴法11条1項が第一審に限って合意を認めているからです。書かなくても第二審・第三審の管轄が動くわけではありません（注1）。

それでも書くのは、条項の射程を読み手に示すためです。「○○地方裁判所を管轄裁判所とする」とだけ書かれた条項は、控訴審まで縛る趣旨かと読まれる余地を残します。「第一審の専属的合意管轄裁判所とする」と書けば、専属であることと第一審に限ることが1文で片づきます。

3　地方裁判所か簡易裁判所か

事物管轄も合意で動かせるので、訴額が140万円を超えない請求について地方裁判所を、140万円を超える請求について簡易裁判所を、それぞれ合意管轄裁判所と定めることができます（注19）。

もっとも、訴額が140万円を超える請求について簡易裁判所を合意管轄裁判所とする合意管轄条項は、ほとんどみられません（注19）。簡易裁判所の審理手続を選択するメリット

を、多くの契約当事者は大きなものとは考えていないためだと思われます（注19）。

訴額で振り分ける書き方もあります。なお、この条項例は対象を「訴訟」としているので、調停も対象にするなら別稿「調停事件に合意管轄が及ぶか」の直し方を併せて検討します。

> （条項例③）　取引基本契約と個別契約を締結する場合
> 本契約および本契約に基づく個別売買契約に関する訴訟の専属的合意管轄裁判所は，訴額に応じ，甲の本店所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所とする。（注21）

取引基本契約の下に少額の個別契約がぶら下がる取引では、この形が収まります。地方裁判所だけを指定すると、少額の請求でも地裁に持ち込むことになります。

本稿で扱わなかったこと

調停を申し立てられた場合にこの条項が及ぶかは、別稿「調停事件に合意管轄が及ぶか」が扱います。合意の対象を「訴訟」と書くか、調停を含むことを明記するかで結論が変わる論点です。

一方に著しく不利な条項の有効性は、別稿「一方的な合意管轄条項が無効とされた事例」が扱います。

外国の裁判所を管轄裁判所とする条項は、本稿の射程外です。国際裁判管轄は民訴法3条の2以下の別の枠組みによります。

訴訟に代えて仲裁を選ぶ場合は、別稿「仲裁条項の内容」が扱います。仲裁合意があるにもかかわらず訴えが提起されると、裁判所は被告の申立てにより原則として訴えを却下します（仲裁法14条1項。令和5年法律第53号の施行後は16条1項）。訴訟と仲裁のどちらを選ぶかは、管轄の書き方を決める前の分岐です。

参考文献等

（注1）太田大三『契約書一般条項のポイント――ドラフトに効く、レビューに活きる』（商事法務、2026）232頁および同頁の記載例①
（注2）前掲注1・234頁
（注3）前掲注1・233頁
（注4）民事訴訟法4条1項・4項
（注5）民事訴訟法11条
（注6）前掲注1・236頁
（注7）阿部・井窪・片山法律事務所編『契約書作成の実務と書式――企業実務家視点の雛形とその解説〔第3版〕』（有斐閣、2025）644頁
（注8）前掲注1・237頁
（注9）前掲注1・240頁の記載例④
（注10）前掲注1・241頁および同頁の記載例⑤
（注11）前掲注7・644～645頁
（注12）秦周平ほか編『ケース別　契約書リーガルチェックのポイント――事例でみるトラブル条項例』（新日本法規出版、2020）設問15（合意管轄の対象が訴訟に限定されており、調停事件の合意管轄が認められるか問題となる場合）の解説2
（注13）前掲注1・242頁
（注14）東京高決平成18年7月26日（平成18年（ラ）第813号）
（注15）前掲注1・238頁
（注16）前掲注12・判例Case4の解説2
（注17）民事訴訟法13条1項
（注18）前掲注1・238～239頁
（注19）前掲注1・235頁
（注20）前掲注1・242頁のColumn「遠隔地における裁判」
（注21）前掲注7・645頁の条項例③

ウェブ版　https://prospire-law.com/contract-knowledge/senzokuteki-goi-kankatsu/

引用表記例　プロスパイア法律事務所「専属的合意管轄条項の設計：どこで裁判をするかを先に決める」契約法務ライブラリ（最終更新日2026年11月14日）

本稿は、契約法務に関する論点を一般的に整理したものであり、個別の事案についての法的助言ではありません。記載は最終更新日時点の法令・判例・文献に基づきます。ご相談は プロスパイア法律事務所 までお問い合わせください。